

埼玉県景観アドバイザー派遣制度設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民等の団体が実施する景観まちづくりに関する講演会や勉強会等に、景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することについて必要な事項を定めることにより、良好な景観の形成を図るとともに、地域住民の景観まちづくり活動の促進に資することを目的とする。

(職務)

第2条 アドバイザーは、次の各号に掲げることを行うものとする。

- (1) 講演会や勉強会、ワークショップ、視察等の講師としてのアドバイス
- (2) 地域住民のルールづくりに関する専門的な助言及び指導
- (3) その他、知事が必要と認めるもの

(委嘱)

第3条 知事は、景観まちづくりに関し専門的な知識や経験を有する者、景観まちづくり活動実践者のうちから適当と認められる者を、アドバイザーに委嘱し、登録する。知事は、原則として登録したアドバイザーを派遣する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

(経費の負担)

第5条 県はアドバイザーに対し、予算の範囲内において派遣に伴う謝金等を支給する。

(庶務)

第6条 アドバイザー派遣に関する庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。